

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 平成 26 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について
本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 6 号 平成 26 年度岩国市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 26 年度岩国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 26 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成 26 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 13 号 平成 26 年度岩国市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 14 号 平成 26 年度岩国市小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 15 号 平成 26 年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 17 号 平成 26 年度岩国市水道事業会計決算の認定について

認定第 18 号 平成 26 年度岩国市工業用水道事業会計決算の認定について

以上 9 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 88 号 平成 27 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 92 号 平成 27 年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 93 号 平成 27 年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 94 号 平成 27 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 97 号 平成 27 年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 103 号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 104 号 岩国市単独定住住宅条例の一部を改正する条例

以上 6 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 平成 26 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、岩国運動公園（B 地区）基本計画見直し業務委託に関し、委員中から、当該計画が見直されるに至った経緯についての質疑があり、当

局より、「当初、岩国運動公園 B 地区においては、岩国運動公園基本計画に基づき整備する予定であったが、国体の開催に伴い、玖珂総合公園の整備を先行させる必要が生じ、一時、整備を休止した。平成 24 年 9 月には、愛宕山地域において国が整備する予定の運動施設に係る施設概要の提示があり、B 地区に配置予定の施設と同種のもの存在することが判明したことから、B 地区の整備について再検討がなされることとなったものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「今回の見直しにより、既に策定されている岩国市スポーツ施設整備基本構想及び、現在の事業認可について、どういった関連があるのか」との質疑があり、当局より「今回、愛宕山地域の運動施設整備概要が提示されたことにより、スポーツ施設整備基本構想においては、重複した施設である野球場や運動公園などは整備しないこととしている。B 地区の整備における現在の事業認可については、野球場の整備等を含めたもので、その事業期間は平成 29 年度までとしているが、今回の見直しを踏まえ、A、B 両地区の利活用を前提とした事業認可の変更が必要と認識しており、現在その調整を行っている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「愛宕山地域に整備される予定の施設については、当初岩国運動公園に市が整備する予定であった施設の代替となりうるものと考えられるのか。また、今後、国に対し、当該施設を米側に提供するのではなく、岩国市に提供するよう要請する考えはないのか」との質疑があり、当局より「国有財産の提供手続については、通常、日米合同委員会合意を経て国から米側へ提供するものであり、米軍提供施設として整備される愛宕山地域の運動施設についても、法的に同様の手続になると思われるため、市へ直接提供されることは難しいものと考えている。しかし、愛宕山地域に整備される運動施設は、米側のニーズに基づき整備されたのちに日本側が共同利用するという一般的なものと異なり、あらかじめ共同利用を前提としたもので、日本側からの要望も反映してもらっていることから、市民にとって使いやすい施設となるとの説明を国から受けている」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 17 号 平成 26 年度岩国市水道事業会計決算の認定について、認定第 18 号 平成 26 年度岩国市工業用水道事業会計決算の認定について、以上 2 件の審査におきまして、水道事業会計の建設改良費の庁舎整備事業費に関し、委員中から、水道局新庁舎建設事業の状況についての質疑があり、当局より、「庁舎建設については、平成 26 年度に基本設計を行い、平成 27 年度から 28 年度にかけて詳細設計を実施する予定となっている。現在、建設予定地の裏山が一部崩落していることから、当該用地の一部を購入し、来年度に安全を確保するための造成を実施したうえで庁舎建設に着手したい」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「建設予定地付近は急傾斜地でもあることから、それへの対応はどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「災害時には新庁舎が防災拠点となることから、十分災害に耐えられるものとしたと考えている。また、造成により生じたスペースには給水タンクを設置し、災害時には給水拠点として開放し

たい」との答弁がありました。

以上2件は、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。